7 H31.1.28 H31.3.11 昭和52年2月9日付 土地賃貸借契約書

30	年度 公	文書開示	状況(3月決定分) 中央卸売市場														様式
					;	決定	区分			(根	拠規	定)	条例	列フま	*		
月整理番号	請求年月日	決 定 年月日	公文書の件名	総枚数	開計	一部開示	非 不存 在	存否応答拒否	1 2号号	2 3 号 号	3 4 号 号	5号	6号	7号:	8号	9 非開示理由等	所管局部課 等
1	H30. 12. 8	H31. 3. 5	・豊洲市場における空気調査及び水質調査結果の公表について ・会議等議事要旨記録票	15	1											t	中央卸売市 場管理部施 設課
2	H30. 12. 18	H31. 3. 5	旧築地市場業者における市場業者等の活動状況(平成30年 10月18日) 旧築地市場における市場業者等の活動状況(平成30年10月 19日から平成30年12月18日)	21		1			1	ı						東京都情報公開条例第7条2項	中央卸売市 場管理部財 務課
3	H30. 12. 18		知事報告 (旧築地市場への市場業者等の立ち入りの経過) 知事報告 (築地市場営業権組合等の活動状況)	7		1										非開示恨拠・余例第7条第2号	中央卸売市 場管理部総 務課
4	H30. 12. 18	H31. 3. 5	旧築地市場の警備体制の強化について (10/19) 旧築地市場前で販売行為を行っている水産仲卸業者に対す る処分 旧築地市場前で販売行為を行っている水産仲卸に対する処 分の検討	5		1					1	1	1			別紙 1 参照	中央卸売市 場管理部総 務課
5	H30. 12. 18	H31. 3. 5	30中管総第265号 東京都中央卸売市場会計の持続可能性 に関する調査委託	10		1							1			積算内訳書 東京都情報公開条例7条6号 委託契約の契約見積額を公にすることにより今後の類似の契約事務において、適正な契約 を行うことができなくなり、都の事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあると認めら れるため。	
6	H31. 2. 4	пзт. з. в	旧築地市場の解体工事について、水産物部仲卸棟及び水産 物部卸売場棟の鉄骨部分の解体を、本年4月から2月に早め た理由及び根拠日の分かる、一切の書面及び図面ならびに 電磁的記録。	0			1									2月より行っている水産物部仲卸棟及び水産物卸売場棟の躯体撤去は、環状2号線整備エリアで実施しているものであり、工程は当初の予定どおりである。したがって、実施機関では対象公文書を作成および取得をしておらず、存在しないため。	

3

公にすることにより、偽造等による犯罪の予防に支障をきたすおそれがあると認められる ため。 中央卸売市 場管理部総 務課

					ž	央定に	区分		(根拠	ル規 定	È) ś	条例	7条			
月整理番号	請求年月日	決 定 年月日	公文書の件名	総枚数	開示 元	非開示	不存在	存否応答拒否	1 2 号	3 号	4号	5 号 5	6 万号	7 8 号	9号	非開示理由等	所管局部課 等
8	H31. 1. 28	H31. 3. 1	平成30年12月20日 1 調査報告書 中央卸売市場(更地) 調査報告書 中央卸売市場(地代)	10	1	1					1						中央卸売市 場管理部総 務課
9	H31. 1. 28	H31. 3. 1	- 20中管財第770号 - 23中築財第972号 - 27中築管第816号 - 27中築管第886号 1 1 1 1 29中築管第1077号 - 30中管財第708号 - 30財財管・評175号 土地の評価について(回答) - 30財財管・評176号 土地の評価について(回答) - 30財財管・評177号 土地の評価について(回答) - 30財財管・評177号 土地の評価について(回答)	27	1												中央卸売市 場管理部財 務課
10	H31. 1. 1	H31. 3. 1	「豊洲市場における土壌汚染対策等に関する専門家会議」 1 に関する打合せ(その5)の実施に伴う専門家への経費の 支出(旅費)	1	1												中央卸売市 場管理部財 務課
11	Н30. 10. 1	5 H31. 3. 1	起工書(豊洲新市場(仮称)水産仲卸売場棟ほか建設工事(その2)) 1 しゅん工図豊洲新市場(仮称)水産仲卸売場棟ほか建設工事(その2)) 建設基準法第12条第5項の規定による報告書(副)	120	1	1			1		1					印影 【根拠規: 定条例第7条第4号】 偽造等犯罪の予防のため 相手方氏名【根拠規定:条例第7条第2号(個人情報)】 特定の個入が識別されるため	中央卸売市 場管理部施 設課
12	H31. 3. 4	H31. 3. 1	20卅四公士担由市体已担西蛇工事 工事犯私由和事 工事	10	1												中央卸売市 場管理部施
13	H31. 1. 1	Н31. 3. 1	豊洲市場移転に伴う、卸および仲卸の取扱高の低下および 収益の悪化ならびに経営持続性の悪化にかかる、東京都の 見通しおよび対策ならびにこれらに関する会議等のプロセ スの分かる、一切の書面および電磁的記録	0			1									果をHP上で公表している。取扱高の集計目的は、卸及び仲卸の実態について都民に情報公開することであり、取扱高の低下等についてに見通しや対策の検討は目的としておらず、	中央卸売市 場管理部総 務課・業務 課
14	H30. 10. 1	2 H31. 3. 1	3 別紙2のとおり	52	1	1			1		1					・印影【根拠規: 定条例第7条第4号】 ・偽造等犯罪の予防のため【根拠_規定:第7条2号特定の個人が識別されるため ・個人氏名 ・資格登録番号	中央卸売市 場管理部施 設課
15	H31. 2. 20	H31. 3. 1	「公文書開示請求に対する非開示決定について」 平成30年11月6日付30中洲水嚢第63号 平成30年11月26日付30中洲設第149号 平成30年11月26日付30中洲設第150号 1 平成30年11月6日付30中洲設第151号 平成30年12月6日付30中洲設第152号 平成31年1月9日付30中洲設第217号 平成30年1月28日付30中洲水嚢第302号 平成30年1月28日付30中洲水嚢第727号	25	1												中央卸売市場豊洲市場管理課
16	H31. 2. 20	H31. 3. 1	1 公文書開示請求に対する非開示決定について (30中管総第223号)	4	1												中央卸売市 場管理部総 務課
17	H31. 2. 20	H31. 3. 1	公文書開示請求に対する非開示決定について (29中管総第943号) 公文書開示請求に対する非開示決定について (29中管総第1005号) 公文書開示請求に対する非開示決定について (29中管総第1754号)	12	1												中央卸売市 場管理部総 務課

						決	定区	分		(根拠	規定	() 倉	€例 7	7条			
月整理番号	請	青 求 ⊧月日	決 定 年月日	公文書の件名	総枚数	開示開示	非開示	不存在	5 1 号	2 号	3号	4号号	5 号 号	5 7 号	8号	9 号	非開示理由等	所管局部課 等
18	Н3	1. 2. 20	H31. 3. 11	平成30年12月28日付30中管総第1995号 平成30年11月18日付30中管総第1771号 平成30年8月7日付30中管総第1771号 平成30年7月6日付30中管総第692号 平成29年6月6日付30中管総第521号	20	1												中央卸売市 場管理部総 務課
19	H3	1. 1. 16	H31. 3. 15	・土地の有償引継に関する覚書 ・神田。在原、大森の各市場及び蒲田分譲等移転跡地の基 本的な処理方針について	4	1												中央卸売市 場管理部財 務課
20	НЗ	31. 3. 7	H31. 3. 19	30世田谷市場太陽光発電設備撤去工事 工事設計内訳書	5	1												中央卸売市 場管理部施 設課
21	Н3	1. 2. 27	H31. 3. 14	平成30年12月20日 調査報告書 中央卸売市場(更地) 調査報告書 中央卸売市場(地代)	125	1												中央卸売市 場管理部財 務課
22	Н3	1. 2. 21	H31. 3. 22	(1)事故内容詳細	10	1											(1) 公文書に含まれる記載のうち、当事者に係る氏名、住所、生年月日、年齢及び免許証番号、豊洲市場警備受託者の被用者である警備員及び救急の隊員に係る氏名を記載した部分。個人を識別できるため。 (2) 公文書に含まれる記載のうち、警察官の氏名を記載した部分。当該記載内容を公にすることにより、捜査に支障を及ぼすおそれがあるため。	場豊洲市場
23	НЗ	31. 3. 8	H31. 3. 22	豊洲市場開場後、豊洲市場に関して、消防から受けたすべての指導・勧告・注意・助言、について分かる一切の書面、図面、電磁的記録。	0			1									該公文書は、実施機関では作成及び取得しておらず、 存在しないため。	中央卸売市 場管理部総 務課
24	Н3	31. 3. 8	H31. 3. 22	不具合事故報告書作業報告書 作業報告書 (平成30年10月11日~平成31年3月8日)	139	1				1							開示しない部分:個人が特定される部分 根拠規定:条例第7条第2号 規定適用理由:特定の個人が識別されるため (1)上記の公文書に含まれる記載のうち、当事者に係る氏名、住所、生年月日、年齢及び	中央卸売市 場豊洲市場 設備課
25	Н3	31. 3. 8	H31. 3. 22	(1)事故内容詳細	134	1											(1)上記の公文書に含まれる記載のうち、当事者に係る氏名、住所、生年月日、年齢及び 会許証番号、豊洲市場警備受託者の被用者である警備員に係る氏名及び救急隊の隊員の氏 名を記載した部分。当該記載内容により、特定の個人を識別することができるため(東京 都情報公開条例第7条第2号)。 (2)上記の公文書に含まれる記載のうち、警察官の氏名を記載した部分。当該記載内容を 公にすることにより、捜査に支障を及ぼすおそれがあるため(東京都情報公開条例第7条 管4号)。	中央卸売市 場豊洲市場 管理課
26	Н3	1. 2. 10	H31. 3. 25	・食肉市場内で発生した交通事故について (報告) ・食肉市場内で発生した交通事故について (第二報) ・別紙1 ・別紙2 ・別紙3 ・場内における安全運転の徹底について (別紙4) ・事故等取扱書	7	1											非開示部分:関係者等氏名、年齢、勤務先等職業情報、車両情報、電話番号 非開根拠:条例第7条第2号 適用理由:当該情報を公にすることにより、特定の個人が識別されるため。	中央卸売市 場食肉市場 管理課
27	H3	1. 3. 15	H31. 3. 25	30豊島市場受変電設備改修工事 設計内訳書	12	1												中央卸売市 場事業部施 中央卸売市
28	НЗ	31. 2. 4	H31. 3. 26	旧築地市場の解体工事におけるアスベスト処理について	9	1												中央卸売市 場事業部施 設理
29	Н3	31. 1. 2	H31. 3. 27	豊洲市場用地において、各街区の雨水浸透抑制槽すなわち 緑地下排水の人孔からのポンプ揚水の有無、および、地下 排水が地下水管理システムの処理施設に入っている排水量 (各日ごと)のわかる書面および電磁的記録の一切。な お、期間は存在する全データ。				1									根拠規定: 条例第11 条第2 項 (不存在) 理由:浸透抑制の一部の人孔からポンプ揚水を行つてい るが、 図面等はなく、排水量も 測定していない。 したがって、実施機関では対象公文書を作成及び取得しておらず、存 在しないため。	中央卸売市 場事業部施 設課
30	H30). 10. 15	H31. 3. 27	豊洲 市場予定地であった豊洲6 丁目東京ガス工場跡地 (当時)において、下水道本管を敷設する際に実施した土壌 汚染 調査の結果ならびにその意思決定ブロセスを記した 一切の文書				1		1							豊洲市場用地での土壌汚染調査は、実施済みで あり、豊洲市場内に下水道本管を敷設するにあたっては、土壌汚染調査を実施していない。したがって、実施機関では対象公文書を作成及び取得しておらず、存在しないため。	中央卸売市 場事業部施 設課

						決	定区	5分		(1	根拠規	規定	() 乡	条例	7条	·		
万里 五	- f	青 求 手月日	決 定 年月日	公文書の件名	総枚数	開新開示	非開示	不存在	存否応答拒否	2号	3号号	4号:	5 号	6 万号	7 8 号	9号	非開示理由等	所管局部課 等
3	Н3	:1. 3. 13		都(財務局、都市整備局、中央卸売市場) が、都民ファーストの会東京都議団と行った意見交換会(H31年2/5、2/12、2/25開催)の記録メモ			1						1	1			・本件、対象公文書は、執行機関側と特定会派との間で、非公開による 意見交換(以「本件意見交換会:1という)を行った際に、同席した職員により作成された記録メモである。・都議会の各会派の活動は、議場(委員会)での審議に限られるものではなく、都庁内外において広く行われており、その過属において、今後予定している行政施策等に関し、執行機関側から説明を行い、会派所属議 員と執機関側の考え方や意見などを自由に取り交わす場が設けられることもある。・本件意見交換会は、会派からの請に基づく、公開を前提としない執行機関側との意見交換の場であり、本件対象公文書は、こうした政策形成過程の「義論を記したものに過ぎず、また、発言者の確認をとったもので、もない未確定の備忘のためのメモであるため、当該情報の内容が公になることにより、今後、双方の率直な意見交換に支障をきたすおそれがある。情報公開条例7条6号・本件対象公文書は、執行機関と特定会派との間で、非公開による意見交換(以下「本件意見交換会」という)を行った際に、同席した職人により作成された記録メモである。	中央卸売市場管総務課
3	2 H3	1. 3. 13	H31. 3. 27	意見交換会資料(平成31年2月25日)のち中央卸売市場作成 分	37	1												中央卸売市 場管理部総 務課
3	В НЗ(0. 10. 12	H31. 3. 25	構造計算書(豊洲新市場(仮称)7街区財中場別工事と、管理場別での他工事) 特記仕様書(豊洲新市場(仮称)7街区財車場棟建設工事と本設計書、1世別 (仮称) 5街区外の世界の地区、	139	1				1		1					拠規: 定条例第7 条第4号 偽造等犯罪の予防のため ・相手方氏名 ・資格登録番号 【根拠規定: 条例第7条第2 号(個人情報)】 特定の個人が識別されるため	中央卸売市場等課

						ž	中定区	≅分			(根	拠規	定)	条件	列フ:	条		
月整理番号		求月日	決 定 年月日	公文書の件名	総枚数	開示	r) —	存在	存否応答拒否	1号	2 号	3 4号号	5号	6号	7号	8号-	非開示理由等	所管局部課 等
34	Н31.	3. 14		都(財務局、都市整備局、中央卸売市場)が都民ファーストの会東京都議団と行った意見交換会 (H31年2/5、2/12、2/25開催) の記録メモ			1						1	1			情報公開宗外子書は、執行機関側と特定会派との間で、非公開による意見交換(以下「本件意見交換会」という)を行った際に、同席した職員により作成された記録メモである。・ ・ 都議会の各会派の活動は、議場(委員会)での審議に限られるものではなく、都庁内外にだ関側から説明を行い、会派所属議員と執行機関側の考え方や意見などを自由に取り交わまいて広く行われており、その過程において、今後予定している行政施策等に関し、執行機関側が誇けられることもある。・ ・ 本件意見交換会は、会派からの要請に基づく、公開を前提としない執行機関側との意見交換の場であり、本件対象公文書は、こうした政策形成過程の議論を記したものに過ぎ、また、発言者の確認をとったものでもない未確定の備忘のためのようなとにより、今後、双方の率直な意見交換に支障をきたすおそれがある。・ 本件対象公文書は、より、今後、双方の率直な意見交換に支障をきたすおそれがある。 ・ 本件対象公文書は、執行機関側と特定会派との間で、非公開による意見交換(以下「本意・本件対象公文書は、執行機関側と特定会派との間で、非公開による意見交換(以下「本意・本件対象公文書は、執行機関側と特定会派との間で、非公開による意見交換に支障をきたすおそれがある。・ 本件対象公文書は、執行機関側と特定会派との間で、非公開による意見交換、「本方の内容が公になら、都院したものに過ぎず、当後関側の考え方や意見などを自由に取り交わまい、会派所属議員と執行機関側の考え方や意見などを自由に取り交わまなが意とったものの要請に基づく、公開を前提としない執行機関側との意見場場が設けられることもある。・ を接合の場であり、本件対象公文書に基づく、公開を前提としたものに過ぎず、当後、大方の場におり、全をとともある。・ を持合のような、会派所属議員と執行機関側が意見交換を行う、ことにより、会会とともに、の場に議員と執行機関側ができたのようなとともになることで、当該会派に限らず、議会側との信頼関係を遺事務の適正なれがある。とできなくなることで、当該会派に限らず、議会側との信頼関係を遺事務の適正なれがよる。とでの施策に対する都民の理解を深めることができないといっまに、本方となるとともに、をはに関係を選手をの適正なれがよる。	中央卸売市 市場 中央管理 ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・
35	H31.	3. 14	H31. 3. 28	・意見交換会資料 (平成31年2月12日)のうち中央卸売市場 作成分 P6 [°] P41 ・意見交換会資料(平成31年2月25 日)のうち中央卸売市場 作成分 P4	37	1												中央卸売市 場管理部総 務課
36	H30.	10. 12		要望・陳述について (平成29 年8月2・3日) 要望・陳述について (平成.29年10月4日) 要望・陳述について (平成3 0年4月11日)	3	1												中央卸売市 場管理部総 務課
37	H30.	10. 19	H31. 3. 29	築地市場において、有刺鉄線の敷設およびバリケードの設置に至った意思決定プロセス、ならびに、有刺鉄線およびバリケード設置に要した費用およびその予算の出所、敷設・設置を委託した業者とのやりとり、を記した、起工書、見積書、 部内検討文書、打ち合わせ記録、決裁書等の、一切の書面および電磁的記録。	0			1									旧築地市場において平成31年10月19日までに整備された有刺鉄線及びバリケードについて は、都職員が既存の材料を用いて設置したものであり、特段の予算措置や業者への委託を 行っていないから、費用およびその予算の出所、敷設・設置を託した業者とのやりとり、 を記した、起工書、積書は存在しない。また、本件にかかる意思決定は書面によって行わ れておらず、部内検討文書、打ち合わせ記録、決裁書等は存在しない。よつて、案施機関 では、対象公文書を作成及び取得しておらず、存在しない。	中央卸売市 場管理部総 務課
38	H30.	1. 30		水位データ① 水位データ② 地下水位調査地点 しゅん功図(豊洲新市場土壌汚染対策工事(5街区)) しゅん功図(豊洲新市場土壌汚染対策工事(6街区))	100	1												中央卸売市 場管理部施 設課
39	H30.	12. 23		以下4件の契約に係る委託契約書 「東京いちばプロジェクト業務委託」 「豊洲市場理解促進プロジェクトイベント実施業務委託」 「豊洲市場の風評被害払拭に向けた魅力発信プロジェクト 運営業務委託」 「豊洲市場の開場に向けた魅力発信プロジェクト運営業務 委託」	138	1						1					(1) 開示しない部 委託契約書の相手方印影 (2) 根拠規定 東京都情報公開条例第7 条第4 号 (3) 当該規定を適用する理由 印影を公にすることにより、偽造等の犯罪を容易に し、公の秩序と安全の維持に支障を 及ぼすため。	中央卸売市 場管理部総 務課

						ě	・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	7分		(相:	拠規	定)	冬	例フ	冬			
	月整理番号	請求年月日	決 定 年月日	公文書の件名	総枚数				存否応答拒否							9号	非開示理由等	所管局部課 等
2	10 1	H31. 3. 19	H31. 3. 29	豊洲市場を含む中央卸売市場に関して、東京都内部、または東京都と都議会議員もしくはその他外部の者と行った、市場の民営化および独法化の議論もしくは意見交換について、都知事が受けた報告およびレクチャー、ならびに、都知事から都職員に対してなされた指示・決裁、について分かる一切の書はよび図面ならびに電飲的記録。たとえば、都知事との面会・面談記録、打ち合わせ記録。、メノモ、電話メモ、メール、起案原義、指示書、決裁記録、知事もしくは知事の面談相手等の他の者に対して示した資料、等。なお、3月15日付産経新聞が、都民ファースト議員と都職員との意見交換会のメモを入手したと報じたことを付記する。	0			1									東京都情報公開条例第11 条第2項に該当(不存在) 実施機関では、 市場の民営化及び独法化にかかる議論や意見交換を行っていない。この ため、当該公文書は作成及び取得しておらず、存在しない。	中央卸売市場管理部財務課
4	11	H31. 3. 16	H31. 3. 29	豊洲市場を含む中央卸売市場に関して、東京都内部において、ならびに東京都と都議会議員もしくはその他外部の者と行った、市場の民営化および独法化の議論もしくは意見交換にかかる一切の書面および図面ならびに電磁的記録。たとえば、面会記録、面談記録、打ち合わせ記録、メモ、電話メモ、メール、起案原義、起工書、決裁記録、等。なお、3月15日付産経新聞が、都民ファースト議員と都職、員との意見交換会のメモを入手したと報じたことを付記する。	0			1									東京都情報公開条例第11条第2項に該当(不存在) 実施機関では、市場の民営化及び独法化にかかる議論や意見交換を行っていない。このた め当該公文書は作成及び取得しておらず、存在しない。	中央卸売市 場管理部総 務課
4	12 H	30. 10. 18	H31. 3. 29	築地市場引越し調整期間中の分担表	1	1												中央卸売市 場管理部総 務課
4	13 H	30. 10. 13	H31. 3. 29	本開示請求受付の時までに、東京都が築地市場およびその 周辺において撮影した、築地市場存続を訴える人もしくは 築地市場で買い物する人らを主たる対象とした、映像・動 画・音データ等の記録および電磁的記録のすべて	0			1									根拠規定:条例第11条第2項(不存在) 理由:本件開示請求日(平成30年10月13日)までに、実施機関が管理者として旧築地市場内 で人物を対象に撮影したすべての記録(映像・動画・音声データ等の記録および電磁的記 録)については撮影対象者の要望により削除済みである。よって、実施機関では対象公文 書を保有しておらず、存しない。	中央卸売市 場管理部総 務課
4	14	1 31. 3. 17	H31. 3. 28	築地再開発にかかる東卸組合への説明・意見交換(第1回) 築地再開発にかかる東卸組合への説明・意見交換(第2回) 築地再開発にかかる東卸組合への説明・意見交換(第3回) 築地再開発にかかる東卸組合への説明・意見交換(第4回) 築地再開発にかかる東卸組合への説明・意見交換(第4回) 第世再開発にかかる東卸組合への説明・意見交換(第5回)														